

每月1回1日発行 発行 公益社団法人 全国防災協会

■103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者:水落雅彦

編集委員会:小野一英 山崎航 濱田靖彦 野田徹 白石栄一

印刷所:(株)白 橋



目 次

| 各県だより ペーパン川災害関連 | 事業について北海直建設部土木局河川砂防課… | · 2 |
|-----------------|---|-----|
| 「総力戦で挑む防災・減災プロジ | `ェクト」をとりまとめ | . 5 |
| 令和元年の水害被害額が統計開始 | 治以来最大に | . 7 |
| 令和2年7月豪雨による被害の | 災害査定を開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 9 |
| 一級河川の区間を見直します… | | ·10 |
| 九州地方整備局が「第2回堤防 | 調査委員会」を開催します | ·11 |
| 「最上小国川流水型ダム竣工式」 | に和田政務官が出席······ 加しました······ | ·12 |
| 災害査定効率化の対象区域を追 | 加しました | ·13 |
| 山形県大蔵村に土砂災害専門家 | (TEC-FORCE 高度技術指導班) を派遣 ··································· | .13 |
| 八代港における国による港湾施 | 段の一部管理の取り組み状況 | ·14 |
| 港湾における新たな防災・減災 | 対策が提言されました | -15 |
| 激甚災害及びこれに対し適用する | べき措置に関する政令 | -16 |
| 首都圏直下地震を想定した防災 | 訓練を9月1日に実施 | -16 |
| 防災情報サイトを一覧できる「「 | 防災ポータル」をリニューアル! | .17 |
| 水災害対策と街づくりの連携の | あり方について(提言)とりまとめ | ·21 |
| 「災害査定の留意点」第8回 | ······水管理·国土保全局防災課·· | .22 |
| 協会だより 新刊図書のご案内 | 災害復旧事業関係用語集(令和2年版) | ·24 |
| | 令和2年版 災害復旧工事の設計要領 | ·25 |
| | 災害本学の手引き 今和9年時 | .26 |
| 被害報告 | 火音重定の子打さー予仰と牛脳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | : し |

各県だより

平成30年発生災害 「越水させない原形復旧」を適用した 一級河川石狩川水系ペーパン川 災害関連事業について

1. はじめに

石狩川水系ペーパン川は、その源を北海道旭川市の東部に位置し、旭川市東旭川町で牛朱別川に合流する北海道管理の一級河川(流域面積約171k㎡、流路延長約29km)である。「米飯川」とも言われ、日本有数の穀倉地帯である上川盆地にあり、豊かな水を生かして特産品の【米づくり】が行われ、沿川には北海道の観光スポット【旭山動物園】があり、多くの観光客が訪れています。

2. 平成30年7月豪雨の気象と被害概要

北海道に停滞した梅雨前線と日本海を北上した台風7号の影響で、日本海側北部では7月2日から5日にかけて記録的な大雨となり、この間の総降水量(瑞穂観測所225mm)は7月平年月降水量の2倍程度となりました。時間降水量(24h、48h、72h)も観測史上1位を更新しました。

旭川市や東川町では避難勧告が発令され、市内を流れるペーパン川等では、平成28年に引き続き浸水被害、河岸・護岸欠壊が発生しました。また、国道・道々の通行規制、JRの運休等の交通障害が発生し、道々が決壊した天人峡温泉では、観光客121名が一時孤立しました。

平成30年7月豪雨による北海道全体の被害総額は、公共土木被害(約78%)と農業被害(約15%)を中心に、約123.5億円となっています。

表-1 避難と家屋被害の状況

| 苍 | 皮害等の | 区分 | 数量 | 備考 |
|------|----------|-----------------|--------|----------|
| | 避 難 (対 多 | 指 示良 人数) | 289人 | 留萌市 |
| 避難 | | 量 勧 告 良 人 数) | 3,294人 | 旭川市外3市4町 |
| | 最大流 | 避難者数 | 325人 | 5 市13町村 |
| - u | ٨. خ | 一部破損 | 1件 | 室蘭市 |
| 家屋被害 | 住宅 | 床上浸水 | 8件 | 旭川市、増毛町 |
| | I/A D | 床下浸水 | 121件 | 旭川市外3市8町 |



北海道建設部土木局 河川砂防課 課長補佐 (当時·旭川建管治水課長)





北海道建設部土木局 河川砂防課 災害復旧係長 (当時·旭川建管災害復旧主査)

梶原 慎也

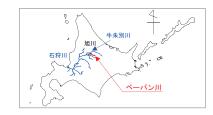


図-1 北海道全図

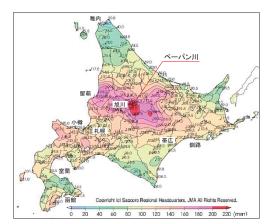


図-2 総降水分布図(平成30年7月2日~5日) 北海道管区気象台「平成30年7月2日から7日にかけての 大雨に関する気象速報」(平成30年7月11日)

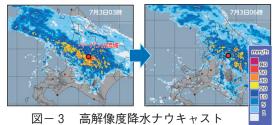


図-3 高解像度降水ナウキャス (平成30年7月3日)

北海道管区気象台「平成30年7月2日から7日にかけての 大雨に関する気象速報」(平成30年7月11日)

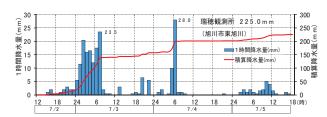


図-4 1時間降水量と積算降水量(平成30年7月2日~5日) 気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」の降水量データを基に作成

災

3. 復旧計画概要

今回、住宅や農地の浸水被害は、堤防からの越水や河岸からの溢水によるものであり、これに対処するために北海道では初めて(全国的にも平成27年度に行われて以来)「越水させない原形復旧」を適用しました。

ペーパン川は、図 -5に示すとおり牛朱別川合流 点から早苗橋まで9.4kmは河川整備計画区間であり、 甘水橋までの5.5kmは平成29年度までに概成してい ます。 平成30年7月豪雨では、整備計画区間より上流の 越水や、整備途上区間からの溢水による氾濫が、整 備計画区間に流下・拡散し、大きな被害となったこ とから、甘水橋から深草橋までの約8.0kmを浸水被 害対策区間として早期に浸水被害の解消を図る整備 を進めることとしました。

既設堤防を越水した氷雨橋~福島橋(下流地区) と喜楽橋~深草橋(上流地区)には【越水させない 原形復旧(堤防嵩上)】を適用し、無堤区間を含め て復旧を図る災害関連事業を行うこととしました。



図-5 ペーパン川の復旧概要図







写真-1 被災直後の状況

表-2 越水させない原形復旧の採択要件と当該箇所条件

| 項 | 目 | 適用条件 | 当該箇所の条件と採択可否 | | |
|-------------------|---------|--------------------------------------|--------------------------|--|--|
| ①有堤部の箇所 | | 堤防天端と背後地盤との高低差0.6m 以上 | 0.6m以上の高低差あり OK | | |
| ②越水が確認できる箇所 | | 越水時の写真や痕跡 | 越水箇所痕跡あり OK | | |
| | 集落地 | 2 戸以上 | 床上浸水1戸、床下浸水4戸 OK | | |
| ③重要な施設の 浸水被害等の | 主要交通幹線路 | 原則主要地方道以上とするが、う回路 が無いなど、民生安定上等を考慮 | 一般道々 瑞穂旭川(停)線 う回路無 OK | | |
| 発生箇所 | その他 | 公共施設(学校、病院等) 農地20ha 以上 | 浸水農耕地24.5ha OK | | |

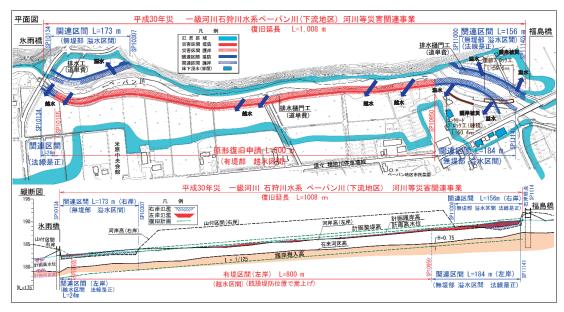


図-6 復旧計画縦平面図

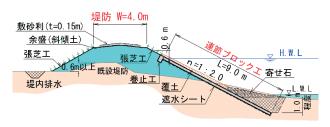


図-7 復旧計画断面図

また、この区間に接続する甘水橋から氷雨橋及び福島橋から喜楽橋までの区間でも、溢水が発生したことから【河川災害復旧等関連緊急事業(河道掘削)】により流下能力を向上させ、一連で再度災害の防止を図ることとしました。

下流地区の復旧計画を図-6に示します。「越水させない原形復旧」では、今回の被災流量を対象とした不等流計算より求めた水位を包含するように計画高水位を設定し、これに余裕高を加え計画堤防高を定め、既設堤防位置で嵩上げする計画としました。

また、堤防前面に連節ブロックを設けていますが、 河道拡幅を伴う掘削は行っていません。

災害関連事業では「越水させない原形復旧」と福 島橋下流の左右岸で被災した護岸の復旧を「親災」



写真-2 福島橋下流 護岸の被災状況

とし、堤防が無い氷雨橋上流右岸に堤防新設、福島 橋下流の河道法線の是正と両岸に堤防新設を行って います。

4. 体験談

北海道では初めてとなる「越水させない原形復旧」を含む災害関連事業及び、河川災害復旧等関連緊急事業に関わる申請手続き、復旧計画策定に加え、関係機関協議、地元調整、用地交渉等が同時に進行し、手探りで進める部分もあり多忙を極めましたが、早期復旧に向け関係機関の協力と、職員が一団となった対応により、今日に至っていることは、誠に貴重な経験であり、すべての関係者に感謝しています。





写真-3 被災直後と復旧直後の様子(福島橋下流)

いのちとくらしをまもる 防災減災

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめ

~第2回国土交通省防災・減災対策本部を開催~

令和2年7月3日 総合政策局政策課、水管理·国土保全局防災課 大臣官房参事官(運輸安全防災)

本年の出水期への対応に万全を期すとともに、国民の命と暮らしを守る抜本的かつ総合的な防災・減災対策を確立するため、7月6日(月)、「国土交通省防災・減災対策本部(第2回)」(本部長:赤羽一嘉国土交通大臣)を開催し、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト〜いのちとくらしをまもる防災減災〜」のとりまとめを行います。

近年、気候変動の影響等により災害の頻発化・激 甚化が懸念されております。また、新型コロナウイ ルス感染症の拡大を踏まえた防災・減災対策が求め られているところです。

こうした災害から国民の命と暮らしを守るため、 国土交通省では、本年1月、赤羽大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンに、省内の全部局が連携し、分野横断的な検討を進めてきました【別紙1】。

これから本格的な出水期を迎えるにあたり、これまでの検討結果を具体的な施策として実行に移し、 国民の命と暮らしを守るため、7月6日(月)、「国 土交通省防災・減災対策本部(第2回)」(本部長: 赤羽一嘉国土交通大臣)を開催し、プロジェクトの とりまとめを行います。

- 1. 日 時:7月6日(月) 16:00~(1時間程度)
- 場所:中央合同庁舎3号館10階共用会議室 (千代田区霞が関2-1-3)

3. 議事:

- (1) 防災・減災が主流となる社会の必要性
- (2) 防災・減災が主流となる社会が目指すもの
- (3) 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策
- (4) 情報発信の取組について

4. 構成員

(本部長)

国土交通大臣

(本部長代理)

国土交通副大臣 (防災・減災)

(本部長代行)

国土交通副大臣及び国土交通大臣政務官 (副本部長)

事務次官、技監及び国土交通審議官

(本部員)

官房長、総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、土地政策審議官、海外プロジェクト審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、官庁営繕部長、総合政策局長、国土政策局長、不動産・建設経済局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官

第1回·第2回本部会議資料

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensaihonbu/index.html

総力戦で挑む防災・減災プロジェクト~いのちとくらしをまもる防災減災~

別紙1

- 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況や新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに鑑み、国民の命と暮らしを守るためには、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を講じる必要。
- 国土交通省の総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「総力戦で 挑む防災・減災プロジェクト ~いのちとくらしをまもる防災減災~」を立ち上げ。
- 国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力か つ総合的に推進。

1. 検討テーマ

・以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。

全体とりまとめ ――― 積極的な情報発信

①気候変動や切迫する地震災害等に対応したハード・ソフト対策のあり方 等

②防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方 等

③交通分野の防災・減災対策のあり方

④防災・減災のための長期的な国土・地域づくりのあり方

2. 検討体制等

- ・令和2年1月21日に第1回国土交通省防災・減災対策本部(※)を開催し、プロジェクトをスタート。
- ・令和2年7月6日に第2回本部を開催し、プロジェクトの成果をとりまとめ予定。
 - ※「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合

3. 情報発信

・防災・減災対策を進めるにあたっては、防災意識の向上などが不可欠。国民各層へ広く理解・共感を得ていく 視点から、本プロジェクトについて、若手職員等の知見も活かして積極的な情報発信を行う。

主要施策一覧

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

- 1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
- 2. 気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し
- 3.防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進
- 4. 災害発生時における人流・物流コントロール
- 5. 交通・物流の機能確保のための事前対策
- 6. 安全・安心な避難のための事前の備え
- 7. インフラ老朽化対策や地域防災力の強化
- 8. 新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化
- 9. わかりやすい情報発信の推進
- 10. 行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

令和元年東日本台風の発生した令和元年の 水害被害額が統計開始以来最大に

~令和元年の水害被害額(暫定値*1)を公表~

令和2年8月21日 水管理·国土保全局河川計画課

令和元年の水害被害額(暫定値)は、全国で約2兆1,500億円となり、平成16年の被害額(約2 兆200億円)を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となりました。

また、津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆 8,600億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となりました。

国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめています。

【1年間の水害被害額の概要】

- ○全国 約2兆1,500億円 ※統計開始以来最大
- ○都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。
 - ① 福島県(水害被害額:約6.716億円)
 - ② 栃木県 (水害被害額:約2,547億円)
 - ③ 宮城県(水害被害額:約2,512億円)
 - ※3県はそれぞれ昭和36年の統計開始以来最大の被害額



たなの 信濃川水系千曲川(長野県長野市)の氾濫状況

【主要な水害による水害被害額の概要】

- ○令和元年東日本台風(水害被害額:約1兆8,600 億円) ※統計開始以来最大
 - (令和元年10月11日~10月15日に生じた台風第19 号による被害額)
 - ・静岡県や関東甲信地方、東北地方を中心に広い い範囲で3、6、12、24時間降水量の観測史 上1位の値を更新するなど記録的大雨となり、全国142箇所で堤防が決壊するなど、基 大な被害が発生した。
 - ・これらにより、死者84人、行方不明者3人、 家屋の全壊約3千棟、半壊約1万8千棟、床 上浸水約2万棟、床下浸水約4万棟となった。



※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数(都道府県別家屋1㎡当たり評価額等)の令和元年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、令和2年度末頃に最終的な取りまとめ結果を公表する予定です。

都道府県別水害被害額(暫定値)

(単位:百万円)

| | 都道府県名 | 水害被害額 | | 都道府県名 | 水害被害額 |
|----|-------|---------|----|-------|-----------|
| 1 | 北 海 道 | 976 | 25 | 滋賀県 | 0 |
| 2 | 青 森 県 | 445 | 26 | 京 都 府 | 100 |
| 3 | 岩 手 県 | 55,780 | 27 | 大 阪 府 | 1,578 |
| 4 | 宮城県 | 251,210 | 28 | 兵 庫 県 | 241 |
| 5 | 秋 田 県 | 2,020 | 29 | 奈 良 県 | 1,024 |
| 6 | 山 形 県 | 5,073 | 30 | 和歌山県 | 5,239 |
| 7 | 福島県 | 671,582 | 31 | 鳥取県 | 257 |
| 8 | 茨 城 県 | 84,749 | 32 | 島根県 | 427 |
| 9 | 栃 木 県 | 254,655 | 33 | 岡山県 | 4,375 |
| 10 | 群馬県 | 38,445 | 34 | 広島県 | 1,500 |
| 11 | 埼 玉 県 | 120,287 | 35 | 山口県 | 3,823 |
| 12 | 千葉県 | 72,055 | 36 | 徳 島 県 | 1,745 |
| 13 | 東京都 | 40,404 | 37 | 香川県 | 27 |
| 14 | 神奈川県 | 79,766 | 38 | 愛 媛 県 | 3,604 |
| 15 | 新潟県 | 24,867 | 39 | 高 知 県 | 8,561 |
| 16 | 富山県 | 753 | 40 | 福岡県 | 26,865 |
| 17 | 石 川 県 | 764 | 41 | 佐賀県 | 74,486 |
| 18 | 福井県 | 0 | 42 | 長 崎 県 | 5,601 |
| 19 | 山 梨 県 | 8,194 | 43 | 熊 本 県 | 2,976 |
| 20 | 長 野 県 | 213,539 | 44 | 大 分 県 | 2,412 |
| 21 | 岐 阜 県 | 1,615 | 45 | 宮崎県 | 6,425 |
| 22 | 静岡県 | 42,727 | 46 | 鹿児島県 | 14,800 |
| 23 | 愛 知 県 | 828 | 47 | 沖 縄 県 | 675 |
| 24 | 三 重 県 | 10,134 | | 合 計 | 2,147,610 |

[※]四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

^{※&}lt;u>太字</u>は、令和元年の水害被害額(暫定値)が昭和36年の統計開始以来最大の水害被害額 となった都道府県である。

第 855 号

【1年間の水害被害額の概要】

水害被害額*2(暫定值) 約2兆1,500億円

〔内訳〕

• 一般資產等被害額

約1兆5,939億円(構成比 74.2%)

• 公共土木施設被害額

約5,233億円(構成比 24.4%)

公益事業等被害額

約304億円(構成比 1.4%)

約2兆1.476億円

(参考) 過去10カ年の津波以外の水害被害額

| 年 | 水害被害額 | 年 | 水害被害額 |
|-------|----------|-------|------------|
| 平成22年 | 約2,040億円 | 平成27年 | 約3,900億円 |
| 平成23年 | 約7,290億円 | 平成28年 | 約4,670億円 |
| 平成24年 | 約3,460億円 | 平成29年 | 約5,360億円 |
| 平成25年 | 約4,060億円 | 平成30年 | 約1兆4,050億円 |
| 平成26年 | 約2,940億円 | 令和元年 | 約2兆1,500億円 |

※2 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交 通機関のストップなどによる波及被害、被災した企 業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれる ことによる他地域の企業への影響等に係るものは含 まれていない。また、一般資産については被害額そ のものを聞き取った結果ではない(調査方法につい ては参考を参照)。

水害被害の概要(暫定値)

(1) 被災建物棟数 約99,000棟

〔内訳〕

○全壊・流失 3,376棟 ○半壊 17.792棟

○床上浸水 27,509棟 ○床下浸水 50,229棟 計

98.906棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は191

(2) 浸水区域面積 約80,700ha

[内訳]

○宅地・その他 21,937ha ○農地 58,763ha 計 80,700ha

上記の他、地下の浸水区域面積は53ha

「全文」URL

https://www.mlit.go.jp/report/press/ content/001359046.pdf

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和2年7月豪雨関連

被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します

~令和2年7月豪雨による被害の災害査定を開始~

令和2年8月3日 水管理·国土保全局防災課

国土交通省では、令和2年7月豪雨により被災した地域の早期復旧に向け、「公共土木施設災害 復旧事業費国庫負担法」に基づき申請があった公共土木施設を対象に、8月4日(火)から災害査定 を開始します。これにより、被災した施設の本格的な復旧が進みます。

今後、申請のあった公共土木施設を対象に順次災害査定を実施します。

○災害査定実施先及び日程

令和2年8月4日(火)~:熊本県、鹿児島県

一級河川の区間を見直します

~国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します~

令和2年8月5日 水管理·国土保全局水政課

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、令和2年8月5日付で一級河川の指定等を行いました。

一級水系(**)に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指 定したもの 今回は、<u>河川整備の進捗等に伴い、</u>令和2年6月30日(火)の社会資本整備審議会河川分科会(第57回)での審議等を経て、<u>令和2年8月5日付で一級河川</u>の指定等を行いました。

【今回の一級河川指定等】

| 水系名 | 河川名 | 県名 | 区分 | 県管理 |
|-----|--------------------------|----------------|----------|-----|
| 子吉川 | た | 秋田県 (由利本荘市) | 新規指定 | |
| 利根川 | 温井川 | 群馬県 (藤岡市) | 変更 (上流端) | 0 |
| 天竜川 | まえ だ がわほう すい ろ 前田川放水路 | 長野県 (塩尻市) | 新規指定 | 0 |
| 木曾川 | 新堀川、高野川 | 岐阜県 (瑞穂市) | 変更 (下流端) | 0 |
| | いし だ がわ 石 田 川 | 岐阜県(山県市) | " | 0 |
| 斐伊川 | 田加茂川 | 鳥取県 (米子市) | 廃止 | 0 |
| | 新加茂川 | 11 | 新規指定 | 0 |
| | 加茂川放水路 | <i>II</i> | 変更 (名称) | 0 |
| | 東山川 | 11 | 変更 (下流端) | 0 |
| | ご とう がわ 後藤川 | <i>''</i> | " | 0 |

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,075河川(14,066河川)

河川延長 88,109.3km (88,100.7km)

※() 内は令和元年7月時点の一級河川指定状況

令和2年7月豪雨関連

令和2年7月豪雨による堤防被災を受けて 九州地方整備局が「第2回堤防調査委員会」を開催します。

令和2年8月5日 水管理·国土保全局治水課

令和2年7月豪雨により発生した、国管理河川である球磨川水系球磨川、筑後川水系筑後川の<u>堤</u>防決壊等に対して、被災原因の究明と復旧工法等の検討のため、「第2回 球磨川水系球磨川堤防調査委員会 | 及び「第2回 筑後川水系筑後川堤防調査委員会 | を開催します。

1. 開催日時

日 時:令和2年8月7日(金) 15:00~17:00 (球磨川水系球磨川堤防調査委員会と筑後 川水系筑後川堤防調査委員会の合同開催 になります。)

2. 開催場所

TKP ガーデンシティ博多新幹線口 4階 4-A 会議室

住 所:福岡県福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋本社ビル

球磨川堤防調査委員会 委員名簿

委員 秋山壽一郎 九州工業大学 名誉教授

委員 上久保祐志 熊本高等専門学校建築社会デザイン

工学科 准教授

委員 佐々木哲也 国立研究開発法人土木研究所

地質・地盤研究グループ

土質・振動チーム 上席研究員

委員 福島 雅紀 国土交通省国土技術政策総合研究所

河川研究部河川研究室 室長

委員 安福 規之 九州大学大学院工学研究院社会基盤

部門 教授

(敬称略 五十音順)

筑後川堤防調査委員会 委員名簿

委員 秋山壽一郎 九州工業大学 名誉教授

委員 佐々木哲也 国立研究開発法人土木研究所

地質・地盤研究グループ

土質・振動チーム 上席研究員

委員 福島 雅紀 国土交通省国土技術政策総合研究所

河川研究部河川研究室 室長

委員 安福 規之 九州大学大学院工学研究院社会基盤

部門 教授

委員 矢野真一郎 九州大学大学院工学研究院環境社会

部門 教授

(敬称略 五十音順)

【令和2年8月3日】「最上小国川流水型ダム竣工式」に和田政務官が出席

8月3日、山形県最上郡最上町で開催された最上 小国川流水型ダム竣工式に、和田政務官が出席しま した。

和田政務官は式典で「最上小国川ダムは東北地方では初となる治水専用の流水型ダムであり、その完成により、下流の洪水被害が軽減され、当該地域の安全・安心の確立と経済基盤の安定に多大な効果を発揮するのはもちろんのこと、最上小国川かわまちづくりの取組により、ダム・川・まちの良好なネットワークが形成され、地域の皆様の交流や観光にも大いに寄与するものと期待しております。」と述べました。



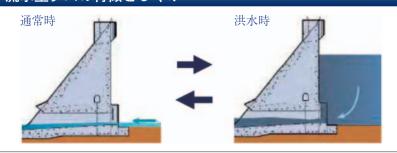
左より、金澤県議、吉村知事、和田政務官

流水型ダムの特徴としくみ

流水型ダムは洪水調節専用のダムで、ダムの持つ様々な機能のうち洪水調節機能に特化した目的で建設されるものです。

最上小国川流水型ダムは全国で5例目、東北で初となります。

普段は水を貯めないため、水質の悪化もなく、流水と同時に土砂も流れるので「環境に優しいダム」と言われています。



洪水時に流量が増加すると、一時的に水が貯まり下流河川の増水を抑えます。 洪水が収まると1日程度で通常時に戻ります

最上小国川流水型ダムの諸元

- ■計画安全度: 1/50
- ■計画雨量: 176mm/24hr
- ■事業費:88.3億円
- ■工期: H20 年度~R1 年度

| ı | 集 | 水 | Ī | 面 | 積 | 3 | 7.4 | 4km² | 堆 | 砂 | , | 容 | 뮾 | 200 | . 000 | m^3 |
|---|---|-----|-----|---|---|------|------|--------------------|----|----|----|------|----|-----|-------|-------|
| ı | 湛 | 水 | Ī | 面 | 積 | 0. | . 28 | 3km² | 設 | 計 | 洪 | 水 | 位 | EL. | 311. | 5m |
| ı | 総 | 貯 | 水 | 容 | 量 | 2, 3 | 00, | .000m ³ | サ- | ーチ | ャー | - ジォ | k位 | EL. | 309. | 0m |
| ı | 有 | 効 貯 | ' 水 | 容 | 量 | 2, 1 | 00, | .000m ³ | 常 | 時 | 満 | 水 | 位 | EL. | 276. | 0m |
| • | _ | | | | | | | | | | | | | | | |

| ■ダ | ん諸元 | | | | | | | |
|----|-----|---|-------------|---|-----|-----|-----------------------|---|
| 位 | | 置 | 最上郡最上町大字富澤 | 埙 | 体 | 積 | 39, 800m ³ | _ |
| 河 | Ш | 名 | 一級河川最上小国川 | 埙 | 頂標 | 高 | EL. 313. 0m | |
| 形 | | 式 | 重力式コンクリートダム | 埙 | 体法分 | 与 配 | 上流鉛直 下流1:0.8 | _ |
| 目 | | 的 | 洪水調節 (自然調節) | 埙 | 頂 | 幅 | 4. 0m | _ |
| 堤 | | 高 | 41.0m | 常 | 用洪水 | 吐き | 幅1.7m×高さ1.6m 2F | 1 |
| 恒 | 陌 | Æ | 143 Om | | | | · | |

| 流量配分図 | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------|-------------------|--|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 企 | 大機川最上白川 | 絹出川 750 860 | | 末沢川 170 120 370 340 赤倉温泉 | 最上小国川 流水型ダム 80 放流量 流入量 | | | | | |
| L JII | 1,400 瀬見温泉 1,400 | | | 下段:基本 | 高水流量m ³ /s 高水流量m ³ /s - ムページより | | | | | |

赤倉地点における計画規模の洪水(340 ${\rm m}^3/{\rm s}$)を計画高水流量 $120{\rm m}^3/{\rm s}$ まで低減します。あわせて、ダム地点における計画高水流量 $330{\rm m}^3/{\rm s}$ のうち $250{\rm m}^3/{\rm s}$ を調節し、 $80{\rm m}^3/{\rm s}$ を放流します。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和2年7月豪雨関連

令和2年梅雨前線豪雨等により被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援

~災害査定効率化の対象区域を追加しました~

令和2年8月7日 水管理·国土保全局防災課 港湾局海岸·防災課 都市局都市安全課

災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」を適用し、地方自治体に対して対象区域を通知しています。

令和2年梅雨前線豪雨等による被害が拡大したことを受けて、本日、更に<u>対象区域等を追加決定</u> し、地方自治体に対して通知しました。

これにより、豪雨災害に見舞われた地方自治体の<u>災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化</u>が図られます。

<追加対象区域※>

岩手県、山形県、静岡県、島根県、岡山県、広島県 ※上記の対象区域は、8月3日現在の調査結果に基づく 被害報告によるものであり、今後の調査結果により上 記以外の区域においても必要に応じて効率化の対象と する。

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引き上げる。

(水管理・国土保全局所管施設)

岩手県(1,500万円以下)、山形県(2,000万円以下)、 静岡県(2,000万円以下)、島根県(1,000万円以下)、 岡山県(1,000万円以下)、広島県(1,000万円以下)

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・<u>既存地図や航空写真、代表断面図を活用</u>することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対 し、航空写真等を用いることで、調査に要する時 間を縮減する。
- ○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げ により早期の災害復旧を実施
- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常 4億円未満から以下のとおり引き上げる。

(水管理・国土保全局所管施設)

6億円未満

(都市局所管施設)

5億円未満

土砂災害専門家 (TEC-FORCE 高度技術指導班) が 令和2年7月豪雨による地すべりに関する対応について支援します

令和2年8月13日 水管理·国土保全局砂防部

令和2年7月豪雨によって、山形県最上郡大蔵村大字 南山で発生した地すべりに関して、山形県の要請により、地すべりへの今後の対応に関する技術的助言を行うため、8月14日(金)に土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術指導班)を派遣します。

1. 土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術指導班)

国立研究開発法人 土木研究所

土砂管理研究グループ 上席研究員 杉本 宏之 主任研究員 竹下 航

2. 派遣日

令和2年8月14日(金)

3. 派遣先

山形県最上郡大蔵村大字南山

いのちとくらしをまもる 防災減災 令和2年7月豪雨関連

八代港における国による港湾施設の一部管理の 取り組み状況

~令和2年7月豪雨災害に関する取り組み~

令和2年8月7日 港湾局海岸·防災課

- 令和2年7月豪雨の影響により、八代港で漂流 物や土砂の流入が確認されました。
- このため、八代港において港湾管理者(熊本 県)からの要請に基づき、九州で初めて港湾法 第五十五条の三の三の規定により、国土交通大 臣による港湾施設の一部管理を実施しておりま

す。

○ 7月10日から漂流物調査・深浅測量を速やかに 実施し、海洋環境整備船等による漂流物の回収 等により、港湾機能を速やかに確保しておりま す。













八代港内で新たな流木等が確認されていないこ と、港湾管理者(熊本県)から管理期間の延伸要請 がなかったことから、八代港における国による港湾 施設の一部管理を令和2年8月9日に終了する予定 です。

また、航路・泊地における沈没物による浅所につ いては、今後、災害復旧事業により除去していく予 定です。

いのちとくらしをまもる 防災減災

増大する災害リスクに対応するための 港湾における新たな防災・減災対策が提言されました。

災

令和2年8月11日 港湾局海岸·防災課

近年の台風被害の頻発化・激甚化や、将来の気候変動による災害リスクの増大を背景として、今般、交通政策審議会より「今後の港湾におけるハード・ソフトー体となった総合的な防災・減災対策のあり方」が答申されました。

本答申を踏まえ、ハード・ソフト一体となった施策を講じ、臨海部の安全性向上や基幹的海上交通ネットワークの維持を目指します。

- 我が国の港湾は、近年、台風に伴う高潮·高波· 暴風による被害の頻発化・激甚化に直面し、さらに気候変動に起因する海面水位上昇など将来 の災害リスク増大が懸念される状況です。
- 我が国の輸出入貨物量の99.6%を取り扱う港湾は、人口や資産が集中する島国日本の生命線であり、人命防護、資産被害の最小化は当然として、災害発生時の復旧・復興拠点としての機能強化、複合災害等が発生した場合の基幹的海上交通ネットワークの維持やサプライチェーンへの影響を最低限に抑制する取組等の推進が求められています。
- 国土交通省では、本答申に示された「自助」「共助」「公助」を含めた総合的な防災・減災対策 の施策の具体化に取り組み、災害に対して強靭 な港湾機能の形成を進めます。

【答申に示された施策のポイント】

- ・頻発化・激甚化する台風による被害への対応として、最新の観測データに基づき、防波堤等の安定性等を照査し、その結果を踏まえ、緊急的に嵩上げ・補強を実施。
- ・<u>気候変動に起因する外力強大化への対応</u>として、 新設・更新する施設について、気候変動に起因す る平均海面水位の上昇量を考慮した設計とするた め、技術基準を整備。
- ・<u>災害に強い海上交通ネットワーク機能の構築</u>のため、陸上交通の途絶等に備え、フェリー等による物流網のリダンダンシーを確保。
- ・<u>危機的事象に対して港湾機能を最低限維持するため</u>、船舶の沖合避難や感染症等にも対応した港湾BCPを策定するとともに、実効性を確保する仕組みづくりを検討。

答申【本文】及び防災部会に関する資料は、以下の URLよりご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kouwanbousai01.html

「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について の激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 について

令和2年8月28日 内閣府(防災担当)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月25日(火)に閣議決定され、本日(8月28日(金))公布・施行されましたので、お知らせいたします。【本激】

激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害)

(第3·4条)公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- O 公共土木施設 (河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活 保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入 した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激 甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。(2/3→3/4→4/4)

<激甚災害指定時の措置>

- O さらに補助率等を嵩上げ(※)
- (例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 83% (過去5カ年の実績の平均) ※プール計算方式 (個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方 公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

※激基災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、 その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

首都直下地震を想定した防災訓練を9月1日に実施します。

令和2年8月28日 水管理·国土保全局防災課 大臣官房参事官(運輸安全防災)

国土交通省では、毎年9月上旬に、「国土交通省地震防災訓練」を実施しています。

本年は、東京23区を震源とする首都直下地震発災から1日後の状況を想定し、<u>国土交通省緊急災害対策本部</u>会議の運営訓練を実施します。本部会議では、

- 発災時の災害情報の収集・伝達・共有体制等の確認
- 関東地方整備局及び関東運輸局とのテレビ会議

を実施します。

また、同日に首都直下地震を想定した、職員の非常参集訓練及び安否確認訓練を行います。

1. 訓練実施日時等

- (1) 国土交通省緊急災害対策本部会議運営訓練
 - ① 実施日時: 9月1日(火) 9:50~10:20
 - ② 実施場所:国土交通省防災センター

(中央合同庁舎第2号館14階)

③ 訓練参加者:国土交通省緊急災害対策本部

構成員

(本 部 長:国土交通大臣)

本部長代行:国土交通副大臣、国土交通大

臣政務官

副 本 部 長:事務次官 他本部員等

- ※コロナ感染対策として、一部の本部構成員は 3号館4階幹部会議室において参加。
- (2) 職員の非常参集訓練及び安否確認訓練
 - ① 実施日時:9月1日(火) 7:10
 - ② 訓練対象:非常参集訓練…非常参集対象者

安否確認訓練…全職員

※気象状況等により、訓練内容等の変更または 訓練が中止となる場合があります。

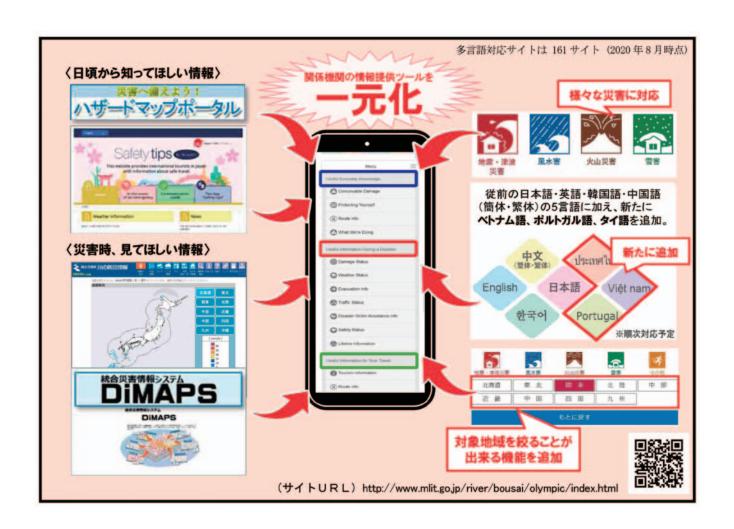
いのちとくらしをまもる 防災減災

防災情報サイトを一覧できる 「防災ポータル」をリニューアル!

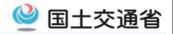
令和2年8月28日 水管理·国土保全局防災課

国土交通省では、<u>各関係機関等の防災情報提供ツールを一元化</u>して、多言語化やスマートフォン対応等により、国内外の方々が平時から容易に防災情報等を入手できるよう、平成29年度から「防災ポータル」を開設しております。

今般、閲覧利便性の向上、各種防災情報の拡充(掲載サイト数: $156 \rightarrow 319$)等を図り、9月1日よりリニューアルします。



防災ポータルのリニューアルのポイント



① 閲覧利便性の更なる向上



- 各カテゴリにおいて、<u>閲覧者数が多いサイト</u>や<u>平時・災害時に参照</u> されやすいサイトを上位に表示し、閲覧利便性を向上。
- サイト説明文の専門用語を減らし、サイト情報がわかりやすくなるように改善。

2 対象地域、災害情報の充実

地域の情報



地方整備局・地方運輸局・都道 府県・Twitterによる地域の情報 を見ることができます。

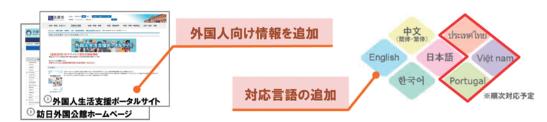
「地域の情報」カテゴリを追加



様々な災害情報を追加

- 首都圏以外の情報(各地域の南海トラフ巨大地震対策等)の 充実に併せて、「地域の情報」カテゴリを追加し、サイト利用時の 利便性を向上。
- 多様化する災害に対応するために、火山噴火や熱中症などのサイトを追加。

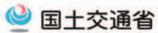
③ 在留外国人等のための防災情報の拡充



- 母国の支援情報や外国人のための相談窓口など、 外国人にとって災害時に参考となる情報提供サイト を追加。
- 新たにベトナム語、ポルトガル語、タイ語を追加し、 8言語に対応。

파경

防災ポータルの活用方法(日頃から知ってほしい情報)



△ 被害想定

想定される被害やハザードマップを見ることができます

@ 身の守り方

災害時に身を守るための知識を見ることができます

② 路線情報

バス・鉄道の路線図を見ることができます

▲ 私たちの取り組み

国土交通省が取り組む災害対策などを見ることができます

<防災ポータルの活用例(被害想定)>

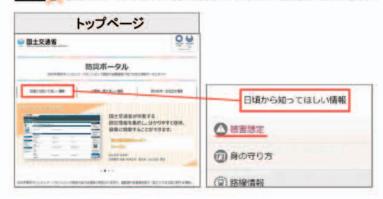
ステップ(1) 防災ポータルヘアクセス



最近災害が多いけど、私の地域には どんな危険があるんだろう? 防災ポータルを見ればわかるのかな

ステップ② 被害想定ページへアクセス

3781 □ 防災ポータル>日頃から知ってほしい情報>被害想定



ステップ③ 被害想定ページで情報を入手

各サイトから様々な情報を入手することができます



■自然災害の脅威



被害想定や過去の被災写真を公開

■ハザードマップポータルサイト



全国の市町村のハザードマップや、 災害リスク情報を提供

(19)

防災ポータルの活用方法(災害時、見てほしい情報)

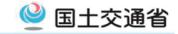


圖 被害状況

災害時、いち早く被害の状況を見ることができます

母 気象状況

台風などの気象情報、雨量や河川の水位などを見ることができます

梦 逃げるための情報

避難所等の防災施設を検索することができます

→ 交通・物流情報

道路交通情報や鉄道・航空各社の運行情報、物流の状況を 見ることができます

※上記他、被災者支援情報等も掲載されています

<防災ポータルの活用例(被害状況)>

ステップ① 防災ポータルヘアクセス



ニュースでたくさん警報が出てるけど、 私の地域は大丈夫なのかな? 防災ポータルで確認してみよう!

ステップ② 被害状況ページへアクセス

| 別党 | | 防災ポータル>災害時、見てほしい情報>被害状況



ステップ③ 被害状況ページで情報を入手

各サイトからリアルタイムの情報を入手することができます



■川の防災情報



気象・河川・土砂災害等の情報を提供





災害情報を地図上に重ねて表示

いのちとくらしをまもる 防災減災

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方について」 (提言) とりまとめ

~水災害ハザード情報を充実してリスク評価を行い、防災まちづくりをすすめます~

令和2年8月31日 都市局都市計画課 水管理·国土保全局河川計画課、住宅局建築指導課

国土交通省では、近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえ、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討するため、本年1月より「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置して議論を重ね、この度、提言(別添1)がとりまとめられました。本提言は、まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方や、水災害リスク評価に基づき効果的に水災害リスクを軽減するための方策についてとりまとめています。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

背景·必要性

- ○<u>近年、各地で大水害が発生</u>しており、<u>今後、気候変動の影響により、</u>さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、<u>水災害が頻発</u> 化・激甚化することが懸念。
- ○このような<u>気候変動により増大する水災害リスクに対して</u>、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、<u>防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要</u>。
- ○このため、<u>治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・</u>減災の方向性について検討。

検討項目

加藤 孝明

木内 望

(1) まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方

- ・水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ・各種ハザード情報の統合手法 など
- (2) 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくりの考え方
 - ・地域の水災害リスクの評価手法
 - ・地域の水災害リスクを踏まえたまちづくりの考え方 など
- (3) 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策
 - ・地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
 - ・水災害リスクの高い地域からの移転の促進
 - ・水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組み など

(4) 取組を進めるための連携のあり方

- ・治水・防災・まちづくり・建築部局の連携
- ・市町村の圏域を超えた広域調整 など

委員一覧 【事務局】国土交通省 都市局、 水管理·国土保全局、 住宅局

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 ②: 座長、○: 副座長 図安 章夫 東京海洋大学海洋資源Tネルギー学部門教授 ○ 立川

岡安 章夫 東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授 ○ 立川 康人 小山内 信智 政策研究大学院大学教授 ◎ 中井 棒裕

I 以来切为人子阮人子教授 事言十学生杂技术研究或教授

東京大学生産技術研究所教授 建築研究所主席研究監 ◎ 中井 検裕 中村 英夫 藤田 光一 京都大学大学院工学研究科教授 東京工業大学環境·社会理工学院教授

(敬称略、五十音順)

日本大学理工学部教授河川財団河川総合研究所長

スケジュール

提言としてとりまとめ

令和2年1月 8日 第一回検討会 令和2年4月17日 第二回検討会 令和2年6月12日 第三回検討会 令和2年7月16日 第四回検討会

令和2年8月26日 提言とりまとめ 令和3年3月頃 ガイドラインとりまとめ

提言・提言概要版・ガイドライン骨子は、以下の国土交通省ウェブページに掲載されます。

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk 000059.html

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例(8)

~応急工事③ (崩土・埋塞土・倒木の除去)~

国土交通省 水管理·国土保全局 防災課*

1. はじめに

今回は、応急工事の中でも応急本工事となる崩土・ 埋塞土・倒木の除去について、令和元年9月に房総 半島に大きな災害をもたらした台風15号、10月に 関東・東北地方を中心に大きな災害をもたらした台 風19号の事例を交えて説明します。

2. 応急本工事とは

応急工事は、応急本工事と応急仮工事に分けられますが、前回まで説明した仮道や欠壊防止などは応急仮工事になります。応急本工事は、復旧工事の全部又は一部を査定前に施行又は竣功する工事で、要した費用は国庫負担の対象となります。災害復旧工事は査定が終わるまで着工できないと思われている方もおられますがそれは誤解です。災害が拡大しないよう応急措置を実施することは、施設管理者としての責務です。道路、河川など公共土木施設は、一刻も早く復旧させる必要がある場合が多く、崩土・埋塞土・倒木の除去などの応急本工事が認められています。

3. 応急本工事の留意点

査定前に応急工事を実施した場合、査定時に被災 状況の確認が困難となるので、起終点を中心に被災 状況写真を十分に整備しておく必要があります。ま た、原則として応急本工事は査定においては施行済 であっても未着手工事として取扱うので、設計は残 工事も含めて一本の設計書となります。

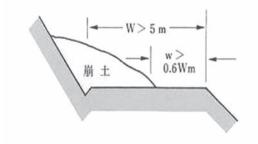
4. 査定事例から

1) 崩土除去(道路災害)

台風19号による崩土災害の事例です。道路上の 崩土除去の採択要件は、道路施設が被災していない 崩土除去のみの申請の場合に、通行できる幅員が5m以上の一般国道又は主要地方道にあっては当該道路幅員の6割以下、その他の道路にあっては3m以下の場合となっています。図-1に掲げる場合は、交通に著しい妨げとならない道路上の崩土堆積とされ、「適用除外」となります。

採択要件をみたし「適用除外」で無いことを確認するため、応急本工事で崩土除去を査定前着工する時は、堆積状況(延長、幅、高さ)が確認できるよう写真撮影には十分注意する必要があります。写真-1では、写真にポールが写っていますが、幅員を確認しやすい方向でないので注意が必要です。

幅員が5m以上の一般国道又は主要地方道



上記以外の道路

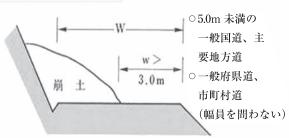


図-1 交通の著しい妨げとならない道路上の崩土



写真-1 崩落土災害の事例(台風19号)

2) 埋塞土除去 (河川災害)

これも台風19号による埋塞土災害の事例です。 河道が閉塞したため、埋塞土除去の復旧工事の全て を査定前に行った応急本工事です。終点側(写真ー 2)では、除去前にテープをあてて撮影していなかっ たため、査定時に護岸の石の大きさから寸法(延長、 幅、埋塞深)等を確認することとなり査定に時間を 要してしまいました。また、この事例では埋塞率に

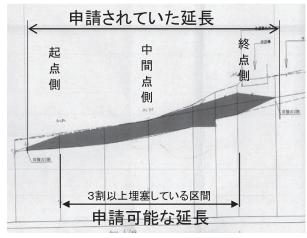


図-2 埋塞土災害の事例



写真-2 終点側の埋塞土除去前の事例(台風19号)

かかわらず埋塞している区間全てを申請していますが、河道埋塞の場合、河道断面の3割以上の埋塞が 採択可能となっているので注意が必要です。

3) 倒木除去(道路災害)

これは台風15号による倒木災害の事例です。倒木災害は、平成30年発生災害より倒木除去を対象として災害復旧の運用が拡充されています。河川では倒木が河道断面の3割程度以上堆積した場合、道路では崩土と同様な場合に採択可能です。除去する倒木量は、河川、道路のいずれも倒木の全量が対象となります。崩土除去と同様に、倒木状況(延長、幅、高さ)が確認できるよう写真撮影は注意する必要があります。写真-3では、ポール等がありませんが全幅が倒木で塞がれており採択要件を満たしていることが確認できます。



写真-3 倒木災害の事例(台風15号)

おわりに

今号の応急本工事や前回までに紹介した仮道や欠壊防止など応急仮工事については、被災された住民の安心・安全のためにも迅速な対応が必要です。応急工事など査定前着工は、事前打ち合わせの対象とされていますが、施設管理者の判断で実施可能であり、事前打ち合わせも活用しながら応急工事の積極的な取り組みをご検討いただきたいと思います。

査定前着工にあたっては、着手前の状況(延長、幅、高さなど)がわかる写真を確実に整備して下さい。

新刊ご案内 あなたはお持ちですか?

※害復旧事業に用いる用語を再確認!

災害復旧事業関係用語集(令和2年度版)

A5 判 178用語収録 頒価3,800円 (消費税込み)

会員等※の方は、5%引きで3.600円(消費税込み 送料協会負担) ※「会員等」とは、正会員(団体・個人)、賛助会員、国、都道府県及び市町村です。

序文

公共土木施設に係る災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国 庫負担法(昭和26年法律第97号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等 に関する法律(昭和37年法律第150号)、これらの法律に基づく政令、省令、通達 等で定められていますが、その内容は複雑かつ多岐にわたっており、体系的に 理解し難いところがあります。

また、災害復旧事業に係る用語は、一般的な法律用語ばかりではなく、慣用語 として用いられる用語も多いため、この事業に携わって間もない職員等は戸惑い を感じることが多いと聞いています。

災害復旧事業関係用語集は昭和58年に刊行され、多くの関係者にご利用をいた だき、制度の理解、種々の問題解決に役立てられてきましたが、刊行後37年余を 経て、用語の内容も変化し、また近年の大規模災害を踏まえた「大規模災害時の 災害査定の事前ルール化・簡素化|等、新しい用語を追加する必要が生じてき ました。

そこで、平成30年度から、国土交通省水管理・国土保全局防災課が開催する 「勉強会」(防災課災害査定官グループ、都道府県災害復旧事業担当者ブロック 代表等により構成)により、掲載する用語の選定や用語の記載順等について調査 検討し、元建設省河川局防災課長佐々木賢一氏を始めとする、元国土交通省水 管理・国土保全局防災課災害分析官、災害復旧技術専門家、府県の災害復旧事 業ご担当者の方々等の協力により、改めて用語集の編纂を行い、より充実した 用語集を作成しました。

本書が広く有効に利用されることによって、災害復旧事業の適正かつ効率的な 執行に役立つことになれば幸いです。

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

- ◎(公社)全国防災協会の会員等(正会員(個人・団体), 賛助会員, 国, 都道府県及び市町村)の方は必要事項をもれな くご記入の上,FAXにてお申し込み下さい。
- ◎会員等以外の方は東京官書普及㈱シビルBooks(送料あり)にお申込み下さい。

申込及びお問い合せ先 : 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6F http://www.zenkokubousai.or.ip

TEL 03(6661)9730(代) FAX 03(6661)9733

*** 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧下さい **

新刊のご案内

令和 2 年版 災害復旧工事の設計要領

B5判 総頁1,264頁 上製本 頒価7,900円(税込み) 会員等*の方は5%引きで7,505円(税込み), 会員等*の方は発送料協会負担 ※「会員等」とは正会員(個人・団体), 賛助会員, 国, 都道府県及び市町村の方です。

「災害復旧工事の設計要領」(通称:赤本)は、昭和32年に初版を発行して以来、令和2年版で64版を数え、災害査定設計書作成時に幅広く活用されてきています。

災害復旧事業は、被災後速やかに復旧することが事業に携わるものの使命であり、このために、災害申請資料の重要書類である災害査定設計書を迅速かつ的確に作成する必要があります。

災害査定用歩掛は、災害査定設計書を作成するための歩掛ですが、実施設計書との乖離が生じないよう、 平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠しており、施工形態の変化や歩掛の合理化・簡素化などの変化 に合わせ、令和2年度も改正しています。

令和2年版災害復旧工事の設計要領の主な改正内容は以下の通りです。

主な改正内容(概要)

令和2年版の主な改正内容の概要

主な内容は、以下の通り(本編中にアンダーラインを記入)。

- 1. 間接工事費の改定
- ① 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格の反映が法定化されたことを踏まえ、全工種の現場管理費を改定。
- ② 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、実態を踏まえ、共通仮設費、現場管理費の施工地域を考慮した補正の適改定
- 2. 歩掛等について
 - ① 標準作業時間(8時間)を確保することができない場合の労務費補正工事に山間部などの要件を追加
 - ② 日当り施工量, 労務, 資機材等の変動により改定を行った工種(2工種)
 - 仮橋仮桟橋工 ・ コンクリートエ (砂防)
 - ③ 施工パッケージ関係(日当たり施工量, 労務, 資機材等を改定) (5工種)
 - 土工 安定処理工 基礎 · 裏込砕石工 排水構造物工 土工 (砂防)
 - ④ 建設機械等損料の改訂
 - ⑤ その他、字句等の修正

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

- ◎(公社)全国防災協会の会員等(正会員(個人・団体), 賛助会員, 国, 都道府県及び市町村)の方は必要事項をもれなくご記入の上, FAXにてお申し込み下さい。
- ○会員等以外の方は東京官書普及㈱シビルBooks(送料あり)にお申込み下さい。

申込及びお問い合せ先 : 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6F http://www.zenkokubousai.or.jp TEL 03(6661)9730(代) FAX 03(6661)9733

******* 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧下さい ********

新刊ご案内(令和2年災害手帳と同時改定)

災害査定の手引き(R2.9)

A5 版約 170 頁 頒価 2,900 円(税込み) 会員等*の方は 5%引き、会員等*の送料は協会負担

※「会員等」とは正会員(団体・個人)、賛助会員、国、都道府県及び市町村の方です。

【概要】

- ・毎年、全国の公共土木施設の災害復旧事業は、1万箇所から2万箇所をこえ、1,000億円から6,000億円余もの被害が報されています。そして、災害復旧事業の申請を行い、査定を受けて採択され工事が実施されています。
- ・災害が発生し、国庫負担申請をするにあたり、申請者の視点で作成された「災害手帳」と査定官(検査官)の視点で作成された「災害査定の手引き」の両方の視点を踏まえることが重要になります。
- ・本書は、令和2年災害手帳の改正点も反映することで、査定官(検査官)の査定業務だけではなく、査 定の前提となる、採択用件や査定設計書の作成及び応急工事を含めた災害復旧事例を網羅していま す。査定する側だけではなく、申請者にも心強い味方になると確信しています。

令和2年9月

災害査定の手引き 【目 次】

- 1. 災害発生から工事完結まで
- 1-1 災害復旧事業関係法令
- 1-2 災害発生から工事完結まで
- 2. 災害復旧事業の採択要件及び範囲
 - 2-1 採択要件の基本
 - 2-2 災害復旧事業の対象(公共土木施設)
 - 2-3 災害の要件(異常天然現象の基準)
 - 2-4 適用除外(法第6条·1)
 - 2-5 災害復旧事業の範囲
 - 2-6 応急工事
- 3. 査定設計書の作成
 - 3-1 積み上げによる積算
 - 3-2 総合単価による積算
 - 3-3 査定設計書の添付写真
 - 3-4 災害査定の効率化
- 4. 査定業務
 - 4-1 査定業務の流れ
 - 4-2 実地査定
 - 4-3 机上查定
 - 4-4 決定金額等

- 4-5 再調査
- 4-6 査定現場における技術的留意事項
- 4-7 河川環境の保全に配慮した復旧工法
- 5. 橋梁災害等
- 5-1 橋梁災の採択
- 5-2 砂防区域内の準用・普通河川の災害採択
- 6. 改良復旧事業
- 6-1 改良復旧事業の枠組
- 6-2 一定災と災害関連事業
- 7. 災害復旧事例
- 8. 財務省立会制度
- 8-1 立会制度について
- 8-2 財務検査要綱
- 9. 災害査定の心がまえ
 - 9-1 査定時における検査官の心得
 - 9-2 現場申請主義
 - 9-3 査定官回し
 - 9-4 随行員の役割
- -参考資料-

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

- ◎ (公社)全国防災協会の会員等(正会員(団体・個人)、賛助会員、国、都道府県及び市町村)の方は、 裏面の申込用紙に必要事項をもれなく記入の上、FAX又はメールにて下記にお申込み下さい。
- ◎会員等以外の方は東京官書普及㈱シビルBooks(送料負担あり)にお申込み下さい。

申込み及び問い合せ先 : 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6F

TEL 03(6661)9730 (代) FAX 03(6661)9733

http://www.zenkokubousai.or.jp

******* 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧下さい ********